

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定による平成 29 年度定例監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 12 日

小松市監査委員 小 栗 徹

同 杉 林 憲 治

# 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 環境共生部 農林水産課，環境王国こまつ推進本部
- 2 監査実施日 平成30年2月19日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成29年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 杉林 憲治

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，環境共生部長及び担当部長ほか関係職員の同席の下，課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び過年度指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

### (1) 意見・要望及び指摘事項

#### ◆意見・要望

<環境王国こまつ推進本部>

環境王国こまつ推進本部では，農業者及び里山地域の方々の所得向上や雇用創出を目指して，農産物をはじめとした地域資源の消費拡大やブランド化，6次産業化を図るため，商品開発や販路拡大を促進している。これらの普及促進にあたっては，様々なツールを活用しながら，全国へ向けた情報発信の仕組みづくりを一層推進されたい。

# 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 ふるさと共創部 スポーツ育成課
- 2 監査実施日 平成30年2月19日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成29年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 杉林 憲治

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の照合、検算、通査等の予備監査を行った。

また、監査当日は、ふるさと共創部担当部長ほか関係職員の同席の下、課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び過年度指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にあたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

### (1) 意見・要望及び指摘事項

#### ◆意見・要望

##### <スポーツ育成課>

市内体育施設の備品のうち、こまつドームの屋内球技用の組み立て式コートは、これまで利用実績がほとんどないとのことである。今後も利用が見込まれないようであれば、用途廃止も含めて他の活用方法について検討されたい。

今後、施設整備を行なう際には、施設の設置目的や使われ方が利用者ニーズに即した形となるよう、費用対効果を十分勘案して事業を進められることを望む。

# 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 農業委員会事務局
- 2 監査実施日 平成30年2月19日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 平成29年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖  
監査委員 杉林 憲治

## 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の照合，検算，通査等の予備監査を行った。

また，監査当日は，環境共生部担当部長及び事務局長ほか関係職員の同席の下，事務局長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

## 7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

## 8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また，事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。